

浦添市スポーツ推進委員選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市スポーツ推進委員に関する規則（令和3年3月23日規則第18号、以下「規則」という。）第9条に基づき、浦添市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 委員は、原則として次の各号に該当する者から選考する。

- (1) 浦添市内に住民登録を有する者
- (2) 居住地域の自治会に加入している者又は委嘱を受けるまでに加入予定の者
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導力のある者
- (4) 社会的に信望があり、協調的精神に富み、自ら積極的に活動を推進する者
- (5) 規則第3条に規定する職務の遂行が可能な者
- (6) 自己の資質向上のため、研修会及び講習会等に積極的に参加できる者
- (7) 地域や競技団体、サークル等の活動に積極的に参画し、地域における市民スポーツの普及及び推進に実績をあげている者
- (8) 社会教育関係団体又はたこ市民大学等で学習し、積極的姿勢で関わりのある者
- (9) 新しく委員として選考する場合は、満18歳以上であること。
- (10) その他、市長が適当と認める者

(選考の構成等)

第3条 委員の選考人数は、規則第4条に定める範囲内とする。

- 2 委員は、自治会や学校区等の日常生活圏域の地域と密着した範囲を分担地域とし持ち、選考にあたっては、特定の分担地域に偏在しないように努めるものとする。
- 3 委員選考の際は、女性委員を確保するよう努めるものとする。

(選考の方法)

第4条 委員選考は、公募及び自治会長等からの推薦により、募られた候補者を審査し決定するものとする。

- 2 公募にあたっては広報うらそえ、浦添市ホームページへの掲載、事務連絡員会議の活用及びその他、人材確保に適当な方法で告知等を行うものとする
- 3 自治会長等は、第2条の基準に基づき、「浦添市スポーツ推進委員候補者推薦書」（様式1）を、文化スポーツ振興課に意見を付けて内申するものとする。
- 4 委嘱期間終了予定者で、「浦添市スポーツ推進委員継続の意思確認」（様式2-1）により、引き続き委員継続を希望する意思表示があった者は、継続候補者として選考を行う。
- 5 委嘱期間に委員が不足している場合又は期間途中で解職等により欠員が生じた場合は、随時候補者を受け付け、選考できるものとする。
- 6 文化スポーツ振興課は、候補者が発生した場合、選考委員会を発足し、面接等の審査のうえ、委員を選考する。
- 7 選考審査の資料として候補者から「履歴書」（様式3）を提出させるとものとする。選考にもれた時又は辞退した場合は、当該履歴書は候補者へ返還するものとする。

(定年)

第5条 委員は、年齢70歳に達したときは、その任期の満了日をもって退任し、再任はできないものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。